

この書面をよくお読みください。

特定商取引法に基づく概要書面

年 月 日

保護者様

1. 事業者の氏名(法人名または個人名)、住所、電話番号、法人にあつては代表者の氏名

ena国際部(株式会社学究社帰国教育)

〒225-0011 横浜市青葉区あざみ野 1-5-2 あざみ野リッセ 2F

電話 045-482-4261

代表 梅谷 泰弘

2. 役務の内容

小学生・中学生・高校生を対象とした学習指導

3. 役務の対価(権利の販売価格)そのほか支払わなければならない金銭の概算額

別紙の諸費用一覧をご覧ください

4. [3]の金銭の支払時期、方法

受講開始日までに初回納入金を弊社の指定口座へお振込みにてご納入いただきます。2回目以降の納入は口座振替または口座振込みにてご請求いたします。

5. 役務の提供期間

本科登録書・入学手続書(契約書)記載の期間となります。

6. クーリング・オフに関する事項

①. 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。

②. 契約者は、学究社帰国教育が特定商取引法(以下「法」といいます。)第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は学究社帰国教育が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、学究社帰国教育が交付した法第48条第1項の書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、契約者は書面によって契約を解除することができます。

③. ①に記す契約の解除は、契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

④. ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。

7. 中途解約に関する事項

クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除(中途解約)することができます。前受金をいただいている場合は全額返還するものとします。ただし、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。

A. 契約の解除が役務提供開始前である場合、事務手数料として 550 円(消費税込)

B. 契約の解除が役務提供開始後である場合(aとbの合計額)

a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額。役務の単価の単位は(月・回数)をもって計算するものとします。

b 当該特定継続的役務提供契約の解除に係る事務手数料 550 円(消費税込)

8. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

9. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

10. 特約があるときは、その内容

春・夏・冬等の季節講習会・公開講座・特別講習(直前講習会など)は別契約になります。